自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年八月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十三号

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年九月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

航空法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年八月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十四号

航空法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、航空法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法等の一部を改正する法律の施行期日は令和四年十二月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年九月一日とする。

財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　岸　信夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

空港法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年八月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十五号

空港法施行令の一部を改正する政令

内閣は、航空法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十二号）の施行に伴い、及び空港法（昭和三十一年法律第八十号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

附則第四条第一項中「附則第六条第一項」を「附則第七条第一項」に、「とし」を「と」に改め、同条第二項中「附則第六条第一項」を「附則第七条第一項」に改め、同条第三項中「附則第六条第二項」を「附則第七条第二項」に改める。

附則第五条第一項中「附則第七条第二項」を「附則第八条第二項」に改め、同条第二項中「附則第七条第五項」を「附則第八条第五項」に改め、同条第三項中「附則第七条第一項」を「附則第八条第一項」に改め、同条第六項中「附則第七条第十一項」を「附則第八条第十一項」に改める。

別表第三出雲空港の項中「簸川郡斐川町」を「出雲市」に改める。

附　則

この政令は、航空法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十二月一日）から施行する。ただし、第八条の改正規定及び別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年八月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十六号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）附則第三十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「当該外来療養に係る」を削り、「合算した額」の下に「に係る当該外来療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該外来療養に要した費用の額」を加え、同条第二項中「第十四条第三項に規定する外来療養に係る同項各号」を「第十四条第三項各号」に改め、「合算した額」の下に「に係る同項に規定する外来療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該外来療養に要した費用の額」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第四条　健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十五条第二項中「第十一条の規定による改正後の」を削り、「第七条第三項第三号」を「第七条第五項第三号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣　岸田　文雄